

各新聞社・報道機関 ご担当者様

令和2年3月30日
目黒区企画経営部広報課
03(5722)9621 前田

応急福祉資金貸付の特例貸付を実施します ～新型コロナウイルス感染症への支援策～

令和2年3月30日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本区の生活福祉資金貸付制度を利用しても、なお生活に困窮する方への支援を行うことを決定しました。

1 経緯

国においては、「生活不安に対応するための緊急措置」(本年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、特例貸付を拡大(緊急小口資金の対象拡大)することとし、全国の社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度の特例措置の受付が本年3月25日から開始されました。

これに合わせて、本区の応急福祉資金においても特例措置を設けることとしました。

2 規則改正による応急福祉資金貸付の特例措置

(1) 貸付対象世帯について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入減少のため生活費に困窮する世帯。

(2) 貸付条件について

- ①貸付上限:30万円
- ②据置期間:3か月以内
- ③償還期限:60か月以内(貸付金額が20万円以下の場合は40か月以内)
- ④貸付利子:無利子
- ⑤保証人の有無:不要
- ⑥違約金(最終償還期限をすぎても、返済が終わらない場合):償還すべき金額の年5%

(3) 実施期間 令和2年4月1日から当面の間

■問合せ先

健康福祉部 生活福祉課 電話:03-5722-9852